

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース 28号

発行：2012年1月12日

連絡先：大和市桜森3-5-3フロントビル1F 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>



迎春



第四次厚木爆音訴訟原告団 団長 藤田 栄治

原告の皆さん、連日激しい爆音が私たちの上空を襲っていますがどんな思いで二〇一二年の正月を迎えられたでしょうか。

昨年菅政権から野田政権へと代わりました。しかし、政権は変わっても政局は相変わらず混沌迷を続け国民生活にとっては何ひとつ明るい兆しは見えません。私たちに関わりをもつ基地対策も沖繩の普天間問題に見られるように県民の反対を押しきってアメリカの言いなりになっている状況です。

また、福島原発による放射能の流出問題は大きな社会不安となつてひろがってきています、あれもこれも本当に気がかりな年明けになりました。せめて、私たちが取り組んでいる爆音訴訟に勝利して将来に明るい展望を切り開きたいものと思ひます。

さて、私たちの裁判は昨年の東日本大震災で一時中断したこともあつて進行は少し遅れています。国側は、過去の裁判で決着がついている、「危険への接近論」や、「昼間騒音控除論」を執拗に繰り返し、又、うるささ指数を環境庁方式にすべきだ、と迫ってきています。

いずれも損害賠償額を少しでも減額しようとする国の姑息な主張です。我々から見ればいたずらに裁判を引き延ばすいやがらせとも思われますが、しかし、これを許すと原告にとっては大きな不利益を受けることとなりますので、弁護団と事務局は危険への接近論や、昼間騒音控除の対象になつていない原告、又、防音工事で不利益を受けないための証拠書類や陳述書の提出などの作業に奔走しています。

裁判はまだ流動的な面もありますが、今年中には是非結審を迎えるようにしたいと思います。結審のあとは一審判決そして東京高裁での控訴審へと進むこととなります。いずれにしても私たちの第四次訴訟は後につづく小松基地、岩国基地、嘉手納基地、普天間基地の裁判に大きな影響を与えます。まだ裁判は続きますが損害賠償と飛行差し止めの請求の完全勝利を目指して最後まで頑張っていきたいと思います。

新春のご挨拶



第四次厚木基地爆音訴訟弁護団 団長 中野 新

原告の皆様あけましておめでとございます。二〇一二年の本年は、いよいよ第四次訴訟も、結審に向けての大詰めとなるでしょう。昨年は三・一一東北大震災によって、法廷の期日も延期され、審理の予定が大巾に遅れざるを得ませんでした。

本年は昨年一月七日に行われた、横浜国大田村名譽教授のWECPNLについての証言に続いて、京都大学松井教授に、四月二十五日に証言いただきました。松井教授には、航空機騒音と住民の健康被害のおそれ、これについてのWHOの環境騒音(規制)ガイドライン、騒音による疾病負荷等についての世界(特にヨーロッパ)の騒音規制基準、我が国の騒音規制の現状と、大和市民の健康被害の推定などについて、最新の調査研究成果を証言いただきました。

その後の審理予定は、何としても裁判所による航空機騒音の現場検証を実施させる中で、これまでの学問的争点であった、訴訟法上の差し止め請求の取り扱い日米地位協定上の厚木基地管理権の国への帰属と米軍機に対する国の管理権限、について大学教授・専門家の鑑定意見の提出などを予定しています。

その後最終弁論を経て、結審・判決を迎えることとなりますが、裁判は年を越すものと思われまます。

この裁判においては、民事・行政のいずれにしても、米軍機・自衛隊機の飛行差し止めを認めさせること、そのために、厚木一次訴訟最高裁判決が誤って認定した、日米地位協定上の米海軍厚木飛行場の位置づけを、正しく認定させることを獲得しなければなりません。戦後六〇年以上たつて、ようやく日米安保条約とその運用の実態が、厚木基地においても、又沖繩においても、明らかとされる契機がくることが期待されるのです。



神奈川平和運動センター 事務局長 小原 慎一



あつと言つた間の激動の一年が過ぎ、積み残された課題の重さゆえに、多くの人々から新たな年を喜ぶ余裕が失われてしまつていのではないのでしょうか。「3・11大震災」に伴う東電福島第一原発事故、その人災がこの国に民主主義を呼び戻す大きな契機となつたと、後に語られるような運動を展開したいものです。日米安保条約による基地負担、科学的論拠さえも通じない原子力推進、ともに金と嘘と暴力とで築かれてきた「国策」、これまで決して明らかにされることなく、「闇の中」にあつたこの国の基本構造「差別構造」が臍氣ながらも白日のもとに晒されつつあり、そこに今後の展望を抱きたいと思ひます。民意とかけ離れた「国策」を是正する役割を放棄した深刻な政府の姿勢を問い直すことが、新たな運動の出発点です。米空母は違法爆音の根源であるとともに、原発事故に匹敵する危険性を首都圏一帯にもたらす存在です。福島での現実を直視するならば「原子炉事故による放射能の漏出は基地内に止まる」との米国側説明の虚偽を徹底的に暴く必要があります。「もんじゅ訴訟をはじめ全国の原発立地許可取消しや稼働停止を求める裁判を担ってきた海渡弁護士は最近の著書で、危険な「国策」に科学的見地を切り捨て法的根拠を与えてきた裁判所の責任を追及しています。厚木爆音訴訟も四次にわたる35年余り、安保条約優先の「国策」に憲法の理念たる生存権を対峙して、司法判断を求め続けています。今次、再び飛行差し止めの請求で裁判所の責任を問いかけています。大衆運動と裁判闘争を結合した神奈川が全国に誇る運動を平和運動センターも支え続ける決意です。

最近のうるさい爆音に抗議



2011年12月15日(木)防衛省南関東防衛局座間防衛事務所にて抗議しました。
原子力空母ジョージワシントンの艦載機が11月中旬厚木基地へ飛来して以来、厚木基地周辺は連日激しい爆音にさらされています。第四次厚木爆音訴訟団と厚木爆音の役員20名は大和市鶴間にある防衛省南関東防衛局

座間防衛事務所を訪れ、訓練飛行を即時止めるように、強く申し入れました。
これに対し、座間防衛事務所の中村所長と藤本次長は、「防衛省としては厚木基地での米軍の飛行訓練の実施等は必要不可欠なものであると認識している。しかし、周辺住民にとって航空機騒音はきわめて深刻な問題であるので、騒音の軽減に向け、努力していきたい」と相変わらずの回答のみだった。

11月はこんなにうるさかった!!

測定場所：厚木基地滑走路北端

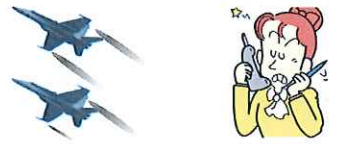
* データは、防衛省のデータ

測定日	騒音回数	測定W値
11/21(月)	74回	98.3
22(火)	78回	96.9
23(水)	16回	95.0
24(木)	29回	79.1
25(金)	42回	78.2
26(土)	3回	72.5
27(日)	6回	71.7
28(月)	75回	94.9
29(火)	170回	102.9
30(水)	193回	105.1

このデータは、防衛省が厚木基地内の滑走路北側のフェンス際に設置した測定器のデータです。

* 騒音回数とは
70dB以上、5秒以上の継続音
* 測定W値は
dBではありません。毎日のW値です
居住専用区域の環境基準値は
70W以下です
12月も殺人的な騒音が続きました

爆音がうるさいときは抗議と苦情の電話をしよう



抗議の電話は
防衛省南関東防衛局座間防衛事務所
電話：046-261-4332
夜間・休日：045-211-7386

苦情の電話は
大和市基地対策課・・・046-260-5310
大和市役所・・・046-263-1111
綾瀬市基地対策課・・・0467-70-5604
海老名市危機管理係・・・046-235-4790
座間市渉外課・・・046-252-8307
相模原市渉外課・・・042-769-8207
藤沢市共生社会推進課 0466-25-1111
(代)内線2131
町田市企画政策課・・・042-724-2103

写真で綴る2011年



第4回ブロック長会議(11月)



東日本大震災復興支援カンパ金 約617万円を寄託(7月)



P-1 配備反対座間防へ申し入れ(8月)



P-1 配備反対の申し入れ 綾瀬市役所(8月)



原子力空母再稼働反対 横須賀集会参加(9月)



頑張りうら三唱(1月)

第4回代議員総会(3月)



陳述書取りスナップ



航空機騒音測定大和市上草柳・緑の広場(1月)



「P1 配備抗議行動：防衛省南関東防衛局」(2月)

お知らせ

新春の集い

1月28日(土)14時~

大和市生涯学習センター 207 大会議室

会費 1000円

出席希望の方は各支部長又は訴訟団事務所へお申し込み下さい



第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース 28号

発行：2012年1月12日

連絡先：大和市桜森3-5-3フォントビル1F 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oom/>



迎春



第四次厚木爆音訴訟原告団
団長 藤田 栄治

原告の皆さん、連日激しい爆音が私たちの上空を襲っていますが、どんな思いで二〇一二年の正月を迎えられたでしょうか。

昨年菅政権から野田政権へと代わりました。しかし、政権は変わっても政局は相変わらず混沌迷を続け国民生活にとっては何ひとつ明る兆しは見えません。私たちに開わりをもつ基地対策も沖繩の普天間問題に見られるように国民の反対を押さきつてアメリカの言いなりになっている状況です。

また、福島原発による放射能の流出問題は大きな社会不安となつてひろがってきています、あれもこれも本当に気がかりな年明けになりました。

せめて、私たちが取り組んでいる爆音訴訟に勝利して将来に明るい展望を切り開きたいものと思ひます。

さて、私たちの裁判は昨年の東日本大震災で一時的に中断したこともあつて進行は少し遅れています。

国側は、過去の裁判で決着がついている、「危険への接近論」や、「昼間騒音控除論」を執拗に繰り返し、又、うるささ指数を環境庁方式にすべきだ、と迫ってきています。

いずれも損害賠償額を少しでも減額しようとする国の姑息な主張です。我々から見ればいたずらに裁判を引き延ばすいやがらせとも思われますが、しかし、これを許すと原告にとっては大きな不利益を受けることとなりますので、弁護団と事務局は危険への接近論や、昼間騒音控除の対象になつていない原告、又、防音工事で不利益を受けないための証拠書類や陳述書の提出などの作業に奔走しています。

裁判はまだ流動的な面もありますが、今年中には是非結審を迎えるようにしたいと思ひます。

結審のあとは一番判決として東京高裁での控訴審へと進むことになりす。

いづれにしても私たちの第四次訴訟は後につづく小松基地、岩国基地、嘉手納基地、普天間基地の裁判に大きな影響を与えます。

また裁判は続きますが損害賠償と飛行差し止めの請求の完全勝利を目指して最後まで頑張っていきたいと思います。

新春のご挨拶



第四次厚木基地爆音訴訟弁護団
団長 中野 新

原告の皆様あけましておめでとうございませう。二〇一二年の本年は、いよいよ第四次訴訟も、結審に向けての大詰めとなるでしょう。昨年は三・一一東北大地震によって、法廷の期日も延期され、審理の予定が大巾に遅れざるを得ませんでした。

本年は昨年一月七日に行われた、横浜国大田村名誉教授のWECPNLについての証言に続いて、京都大学松井教授に、四月二十五日に証言いただきます。

松井教授には、航空機騒音と住民の健康被害等についてのWHOの環境騒音（規制）ガイドライン、騒音による疾病負荷等についての世界（特にヨーロッパ）の騒音規制基準、我が国の騒音規制の現状と、大和市の健康被害の推定などについて、最新の調査研究成果を証言いただきます。

その後の審理予定は、何としても裁判所による航空機騒音の現場検証を実施させる中で、これまでの学問的争点であった、訴訟法上の差し止め請求の取り扱い、日米地位協定上の厚木基地管理権の国への帰属と米軍機に対する国の管理権限、について大学教授・専門家の鑑定意見の提出などを予定しています。

その後最終弁論を経て、結審・判決を迎えることとなりますが、裁判は年を越すものと思われませう。

この裁判においては、民事・行政のいずれにしても、米軍機・自衛隊機の飛行差し止めを認めさせること、そのために、厚木一次訴訟最高裁判決が誤って認定した、日米地位協定上の米海軍厚木飛行場の位置づけを、正しく認定させることを獲得しなければなりません。

戦後六〇年以上たつて、ようやく日米安保条約とその運用の実態が、厚木基地においても、又沖繩においても、明らかとされる契機がくることが期待されるのです。



神奈川平和運動センター
事務局長 小原 慎一

あつと云う間の激動の一年が過ぎ、積み残された課題の重さゆえに、多くの人々から新たな年を喜ぶ余裕が失われてしまつてはいるのではないのでしょうか。「3・11大地震に伴う東電福島第一原発事故、その人災がこの国に民主主義を呼び戻す大きな契機となつた、後に語られるような運動を展開したいものです。

日米安保条約による基地負担、科学的論拠さえも通じない原子力推進、ともに金と嘘と暴力とで築かれてきた「国策」、これまで決して明らかにされることなく、闇の中」にあつたこの国の基本構造、差別構造が醜態ながらも白日のもとに晒されつつあり、そこに今後の展望を抱きたいと思ひます。民意とかけ離れた「国策」を是正する役割を放棄した深刻な政府の姿勢を問い直すことが、新たな運動の出発点です。

米空母は違法爆音の根源であるとともに、原発事故に匹敵する危険性を首都圏一帯にもたらす存在です。福島での現実を直視するならば「原子炉事故による放射能の漏出は基地内に止まる」との米国側説明の虚偽を徹底的に暴く必要があります。

「もんじゅ訴訟」をはじめ全国の原発立地許可取消しや稼働停止を求める裁判を担ってきた海渡弁護士は最近の著書で、危険な「国策」に科学的見地を切り捨てて法的根拠を与えてきた裁判所の責任を追及しています。

厚木爆音訴訟も四次にわたり35年余り、安保条約優先の「国策」に憲法の理念たる生存権を対峙して、司法判断を求め続けています。今次、再び飛行差し止めを掲げることで裁判所の責任も問いかけています。大衆運動と裁判闘争を結合した、神奈川が全国に誇る運動を平和運動センターも支え続ける決意です。

最近のうるさい爆音に抗議



2011年12月15日(木) 防衛省南関東防衛局座間防衛事務所にて抗議しました。

原子力空母ジョージワシントンの艦載機が11月中旬厚木基地へ飛来して以来、厚木基地周辺は連日激しい爆音にさらされています。第四次厚木爆音訴訟団と厚木爆音の役員20名は大和市鶴間にある防衛省南関東防衛局

座間防衛事務所を訪れ、訓練飛行を即時止めるように、強く申し入れました。

これに対し、座間防衛事務所の中村所長と藤本次長は、「防衛省としては厚木基地での米軍の飛行訓練の実施等は必要不可欠なものであると認識している。しかし、周辺住民にとって航空機騒音はきわめて深刻な問題であるので、騒音の軽減に向け、努力していきたい」と相変わらずの回答のみだった。

11月はこんなにうるさかった!!

測定場所：厚木基地滑走路北端
*データは、防衛省のデータ

測定日	騒音回数	測定W値
11/21(月)	74回	98.3
22(火)	78回	96.9
23(水)	16回	95.0
24(木)	29回	79.1
25(金)	42回	78.2
26(土)	3回	72.5
27(日)	6回	71.7
28(月)	75回	94.9
29(火)	170回	102.9
30(水)	193回	105.1

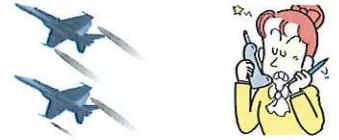
このデータは、防衛省が厚木基地内の滑走路北側のフェンス際に設置した測定器のデータです。

*騒音回数とは
70dB以上、5秒以上の継続音

*測定W値は
dBではありません。毎日のW値です
居住専用区域の環境基準値は
70W以下です

12月も殺人的な騒音が続きました

爆音がうるさいときは抗議と苦情の電話をしよう



抗議の電話は
防衛省南関東防衛局座間防衛事務所
電話：046-261-4332
夜間・休日：045-211-7386

苦情の電話は
大和市基地対策課・・・046-260-5310
大和市役所・・・046-263-1111
綾瀬市基地対策課・・・0467-70-5604
海老名市危機管理係・・・046-235-4790
座間市渉外課・・・046-252-8307
相模原市渉外課・・・042-769-8207
藤沢市共生社会推進課・0466-25-1111
(代)内線2131
町田市企画政策課・・・042-724-2103



写真で綴る2011年



第4回ブロック長会議(11月)



東日本大震災復興支援カンパ金
約617万円を寄託(7月)



P-1配備反対座間防へ
申し入れ(8月)



P-1配備反対の申し入れ
綾瀬市役所(8月)



原子力空母母港化反対
横須賀集会参加(9月)



祝2011年新春の集い

頑張ろう三唱(1月)



第4回代議員総会(3月)



陳述書取りスナップ



航空機騒音測定大和市上草柳・緑の広場(1月)



P1配備抗議行動：防衛省南関東防衛局(2月)

お知らせ

新春の集い
1月28日(土)14時～
大和市生涯学習センター207大会議室
会費1000円
出席希望の方は各支部長又は訴訟団事務所へお申し込み下さい

